

計画作成年度	平成20年度
計画見直し年度	平成24年度
計画見直し年度	平成27年度
計画見直し年度	平成30年度
計画見直し年度	令和3年度
計画主体	井原市

平成21年3月31日制定
平成24年5月7日改正
平成25年8月20日一部改正
平成26年1月21日一部改正
平成26年9月17日一部改正
平成27年4月1日改正
平成28年8月22日一部改正
平成29年8月22日一部改正
平成30年4月1日改正
令和3年4月30日改正

井原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 井原市建設経済部
所在地 井原市井原町311番地1
電話番号 0866-62-9522
FAX番号 0866-62-1744
メールアドレス norin@city.ibara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、タヌキ ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、カワウ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	岡山県 井原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年1月～12月）

鳥獣の種類	被害の状況		
	主な被害品目	被害面積	被害金額
イノシシ	水稲 野菜・穀類（芋類、カボチャ、豆類、そば、スイカ、トウモロコシ、瓜類等） 果樹（ブドウ、モモ、クリ等） その他	1.98ha	2,662千円
ニホンザル	野菜・穀類（タマネギ、大根、スイカ、トウモロコシ、トマト等） 果樹（ブドウ、モモ等）	0.14ha	5,346千円
ヌートリア	田植後の水稲苗	0.09ha	117千円
ハシブトガラス ハシボソガラス その他鳥類	野菜・穀類（豆類、トウモロコシ、瓜類、トマト、葉物等） 果樹（ブドウ、モモ、ナシ、柿等）	0.15ha	1,692千円
合計		2.36ha	9,817千円

※ 被害面積、被害金額いずれも推定値。

(2) 被害の傾向

農作物の鳥獣別被害の主な状況は、「(1) 被害の現状」のとおりであるが、イノシシ及びニホンザルが民家の庭先に出没し、家庭菜園まで被害は拡大している。

また、頻繁な鳥獣被害により農家の生産意欲の低下とともに、耕作放棄地が増加傾向にある。

イノシシの被害は、有害鳥獣の全体被害金額の3割弱を占め、被害区域は、市内全域に及んでいる。

また、耕作放棄地は、イノシシ及びヌートリアの活動場所となっており、山際の農林道、市道の法面、田畑の畦畔、素溝の掘り起こし等施設への被害も深刻になっている。

ニホンザルは、井原地域では野上町中南部、西江原町才児、賀山、青野町中南部、北山町、稗原町等の中北部地区、及び令和3年1月には高屋町で複数頭の日撃情報が寄せられるなど生息域は拡大している。芳井地域では天神山及び梶江、与井地区から宇戸川、明治地区及び共和地区に、美星地域では南部の東水砂、西水砂及び黒木地区、加谷、八日市地区の広い範囲に被害が発生している。被害は大根、カボチャ、玉ねぎ等の野菜類、ブドウ、モモ等の果樹に多く発生しており、木の芽、集落内の農作物、放棄果樹等を餌として生息しているものと推測される。

ニホンザルの行動範囲等の状況把握のため、現在3群の群れに、GPSを装着し行動域調査を行っているが、市内に生息する全群を詳しく調査することは困難な状況である。

ハシブトガラス及びハシボソガラスは市内全域に生息しており、ブドウ、モモ等果樹への被害が多く、鳥類に対する効果的な被害対策が課題となっている。

ヌートリアは、市内全域に生息しているものと推測され、井原地域では西江原、大江、県主及び木之子の水田地域に、芳井地域では中部の山間部から南部の小田川沿いに、美星地域では全域において水稻生育期における食害が発生している。

タヌキについては、被害は大きくないものの、市内全域で人家近くまで多く出没しており、トウモロコシ等結実野菜への被害が発生している。

アライグマについては、令和2年8月に青野町及び野上町で複数頭が捕獲されており、個体数が増加する前に捕獲を行う必要がある。

また、近年アナグマについても、市内全域に同様の農作物被害等が発生しており、捕獲数も増加している状況となっている。

ニホンジカについても、生息が確認されており、積極的に個体数管理を行う必要がある。

(3) 被害の軽減目標

年々、被害が拡大する中で、関係機関と被害地域とが一体となり、鳥獣害の防止と有害鳥獣の駆除に努め、本計画の達成効果を考慮して目標年度の令和5年度までの被害軽減目標は、令和2年度の被害面積、被害金額の1割減とする。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
被害金額	981万円	883万円
被害面積	2.36ha	2.11ha

※被害金額、被害面積はいずれも推定。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策
捕獲等に関する取組	<p>イノシシについては、自治会等で捕獲柵を導入し、猟友会有害鳥獣駆除班(以下「駆除班」という。)が捕獲を実施している。また、駆除班による有害鳥獣駆除活動を非猟期間中に実施している。</p> <p>ニホンザルについては、発信機を装着した群の情報及び被害地域からの通報により駆除班が出動し、銃器及び花火による駆除及び追払いを実施している。</p> <p>その他の有害鳥獣については、被害地域からの駆除依頼をもとに、駆除班により箱わな及び銃による駆除及び追払いを適宜実施している。</p>
	課 題
	<p>有害鳥獣の捕獲数は年々増加傾向にあるが、依然として農作物への被害が多く出ており、今後も捕獲体制を強化していくにあたり担い手の育成や加害個体の効率的な捕獲などが課題となる。</p> <p>また鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した捕獲の実施についても課題となる。</p>
	従来講じてきた被害防止対策
防護柵の設置等に関する取組	<p>農作物被害防止のため、農家が行うトタン柵、ワイヤーメッシュ、ネット柵及び電気柵の設置に対し単市補助金を交付して推進している。(ニホンザル用に対しては、3種類の組合せ防護柵も補助対象としている。) また、集落ぐるみで設置する営農団地へのワイヤーメッシュ柵の設置を国補助事業により実施している。</p>
	課 題
	<p>市の補助金により、トタン、ワイヤーメッシュ、ネット柵及び電気柵が整備されているが、個々の農家による設置のほか、複数農家の共同又は集落ぐるみによる広域的な防護柵の設置を継続して行い、設置コストの低減を図る必要がある。</p> <p>被害対策に関する知識の周知・啓発を徹底する必要がある。</p> <p>被害状況及び生息状況の把握が十分でないことから、今後、効果的な被害対策を立案していくため、被害状況、生息状況のより正確な把握に努める必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止を図るため引き続き、個体数管理（有害鳥獣の捕獲駆除）、加害個体の捕獲駆除、防護柵の設置を推進していく。

ニホンザルについては、県の調査から判明した群れごとに行動域調査を実施し、群れ単位での効率的な一斉捕獲を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、従来どおり猟友会の3分会ごとの駆除班の協力により実施する。捕獲柵の設置作業及び捕獲柵等による鳥獣の捕獲の情報提供、餌付け等の作業については地域の合意と協力により行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和3年度 } 令和5年度	イノシシ ニホンザル その他有害鳥獣	猟友会への駆除活動補助金の交付及び捕獲に対する奨励措置 ニホンザルの効率的な捕獲に向けた行動域調査。 狩猟者の確保のため狩猟免許新規取得者へ補助金を交付。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕 獲 計 画 数 等 の 設 定 の 考 え 方

対象鳥獣による農作物被害合計は、3年前と比較して被害金額、被害面積共に減少しているが、同時に耕作を行っている田畑が減少していることを加味すれば高止まりで推移していると考えられる。また近年ではニホンザルをはじめとした有害鳥獣による被害地域が拡大傾向にあるため、有害鳥獣駆除班及び井原市鳥獣被害対策実施隊が広域的な駆除を行うことにより農作物への被害減少を図ることを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画数を決定し個体数の調整を行うこととする。

対象鳥獣	年間捕獲実績 (頭・羽)			年間捕獲計画数 (頭・羽)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
イノシシ	1, 156	1, 044	1, 060	1, 400	1, 400	1, 400
ニホンザル	24	49	54	150	160	170
ヌートリア	255	165	232	400	400	400
タヌキ	133	87	94	250	250	250
アナグマ	182	180	259	350	400	450
カラス類	10	17	6	100	100	100
ニホンジカ	1	3	1	30	30	30
ハクビシン	1	—	4	10	10	10
アライグマ	1	1	10	50	50	50
カワウ	5	4	0	30	30	30
サギ類	52	38	26	120	120	120
合計	1, 820	1, 588	1, 746	2, 890	2, 950	3, 010

捕獲等の取組内容

被害が発生した場合、発生場所を管轄する井原市鳥獣被害対策実施隊員に連絡を取り、すみやかに地域の実情、地理条件に合った対応を行う。

特にイノシシ・サルについては、国・県補助金を活用し、効果的な個体数調整を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

防護柵の種類	整備内容 (設置予定延長)		
	3年度	4年度	5年度
トタン柵	6,000m	6,000m	6,000m
電気柵	35,000m	35,000m	35,000m
網・金網柵	7,000m	7,000m	7,000m
ワイヤーメッシュ柵 (鳥獣被害防止総合対策事業分等)	26,500m	26,500m	26,500m
計	74,500m	74,500m	74,500m

(2) その他被害防止に関する取組

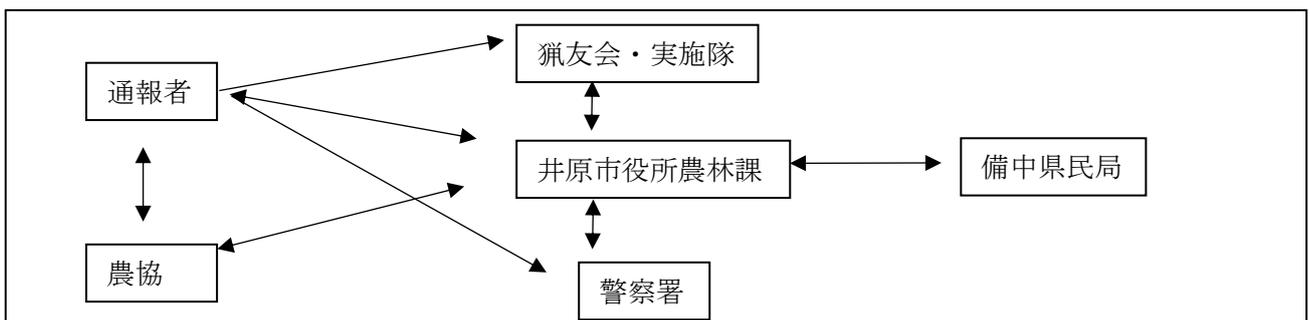
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	イノシシ ニホンザル その他 有害鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な対策に資するため、被害状況、生息状況の一層正確な把握に努める。 ・猟友会駆除班との連携を強め、一層迅速な被害防止対策がとれる体制づくりに努める。 ・狩猟免許の資格及び捕獲技術を有する人材の育成を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
井原市役所農林課	出没情報の集約、情報提供、農作物被害防止対策
岡山県備中県民局	情報提供
猟友会	有害鳥獣捕獲、追い払い
警察署	追い払い、捕獲
晴れの国岡山農業協同組合	情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	井原市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岡山県井笠地区猟友会井原分会 岡山県井笠地区猟友会芳井分会 岡山県井笠地区猟友会美星分会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲いわな、箱わな、くくりわな及び銃器による有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 捕獲柵の管理及び、捕獲した鳥獣の処置 ・ 被害状況、個体数の動向等の情報提供
晴れの国岡山農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家組合や農家からの被害状況の把握並びに農地における鳥獣被害の情報提供 ・ 効果的な防除資材及び設置の方法についての指導
岡山県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握及び農地における鳥獣被害の情報提供
井原市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家からの被害状況の把握及び農地における被害の情報提供
市内自治会、営農組合、農家等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲柵の設置及び餌付け、草刈り等捕獲環境への協力 ・ 防護柵の設置、追払いの実施及び組織的な取組みの推進
井原市役所 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の調査及び市民への普及啓発 ・ 新技術の研究及び導入の検討 ・ 協議会の事務を担当し、総合窓口として連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課 森林企画課	オブザーバーとして井原市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供その他必要な助言を行う。
岡山県備中県民局井笠地域事務所 井笠農業普及指導センター 井原市森林組合	オブザーバーとして有害鳥獣関連情報の提供及びその他必要な助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は井原市職員から市長が任命する者及び猟友会員のうち市長が任命したものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲柵の設置は、地域関係者で行い、鳥獣被害防止に対する理解を深める。
また、防護柵の設置についても集落単位での設置を推進し、コストの削減を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、放置及び不法投棄をせず、捕獲後速やかに埋設又は焼却処分を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣を自己の食用とする場合は、衛生面や廃棄等に関する法律を順守することとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止対策に関し講演会の開催及び専門家を招いた現地指導等の充実を目指し鳥獣被害防止対策の啓発に努める。